

全県下にはい煙と騒音の規制始まる

最近の経済の急激な進展に際して、本県においても企業の進出も活発となり、経済活動は活況を呈するようになったが、一方では公害に対する県民の関心も次第に高まり、その対策の強化が強く望まれるようになった。

県では、昭和四十一年十月、公害防止法に基づいての取り組み方を明確にするため、公害防止条例を制定し、これに基づいて公害対策の推進を図ってきたが、昭和四十二年八月公害対策基本法が制定されたのを契機に公害防止条例の改正について検討し、具体的に規制の手段や措置の内容を明らかにした新条例を本年四月一日公布施行した。この新条例にもつき、ばい煙と騒音についての特定施設が規制基準の検討を行なっていたが、ことしの九月三十日付でこれを定める「熊本県公害防止条例の規定に基づく特定施設及び規制基準を定める規則」を制定公布し、規制が行なわれることになった。

別途、市の区域全域が昭和四十三年十二月一日から施行された騒音規制法にもつき条例と同じく九月三十日から規制されることになったので、市の区域については騒音規制法によって、町

村の区域は条例によって規制されることになる。

騒音について規制の対象となる特定施設は、条例による規制の場合も、騒音規制法による規制の場合も全く同様で、その主なものは、次のとおりである。

騒音にかかる特定施設

- 金属加工機械
 - ・ 圧延機械（原動機の定格出力の合計三〇馬力以上のもの）
 - ・ 液圧プレス（矯正プレスを除く）
 - ・ 機械プレス（加圧能力が三〇重量トン以上のもの）
 - ・ セン断機（原動力の定格出力が五馬力以上のもの）
 - ・ 空気圧縮機、送風機（原動機の定格出力一〇馬力以上のもの）
 - ・ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力一〇馬力以上のもの）
- 織機（原動機を用いるもの）
- 建設用資材製造機械
- ・ コンクリートプラント（混練機）

の混練容量〇、四五立方メートル以上のもの）

- ・ アスファルトプラント（混練機の混練重量二〇〇キログラム以上のもの）
- 穀物用製粉機（ロール式のもので原動機の定格出力一〇馬力以上のもの）
- 木材加工機械
 - ・ ドラムバーカー
 - ・ 碎木機
 - ・ チッパー（原動機の定格出力三馬力以上のもの）
 - ・ 帯のこ盤（製材用のもは二〇馬力以上、木工用のもは三馬力以上のもの）
 - ・ 丸のこ盤（帯のこ盤と同じ）
 - ・ かなな盤（原動機の定格出力三馬力以上のもの）
- 抄紙機
- 印刷機（原動機を用いるもの）
- 合成樹脂射出成形機

このほか熊本、八代、荒尾、宇土、吉、水俣の各市の一部では、くい打機や、びょう打機等を使用する作業も規制の対象となる。

ばい煙 規制の対象となる特定施設の主なものは次のとおりであるが、小規模のものには除かれることになっている。

- ばい煙にかかる特定施設
 - ・ ボイラー（熱源として電気等を使用するものを除き、伝熱面積一〇平方メートル以上のもの）
 - ・ 加熱炉（金属の鍛造圧延熱処理に用いるもの）
 - ・ 焼成炉、溶解炉（窯業製品の製造に用いるもの）
 - ・ 反応炉、直火炉（食料品の製造に用いるもの）
 - ・ 乾燥炉（熱源として電気等を使用するものを除く。）
 - ・ 汚物焼却炉
 - ・ アスファルトプラント（同一場所三〇日以上設置するもの加熱式のものに限る。）

以上のような特定施設や作業については、それぞれ規制基準が定められており、一定の猶予期間を過ぎた後にこの規制基準を越えているような場合には、知事は改善命令を出すことができることになっている。

特定施設等の届出

これらの特定施設を設置しようとするとき、現に特定施設を設置している場合や特定施設の構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法、騒音の防止の方法を変更しようとするときは、それぞれ一定の期間内に市町村を経由して、知事又は市長に届け出なければならないことになっている。（公害課）

県民の読書と移動図書館

県民皆読書運動からはじめて

熊本県における読書人口は、全国でも上位といわれ、このうち農山村の利用者は、その七〇%をしめている。こうした熊本の読書人口拡大の大きな原動力となったのが、昭和三十五年からスタートした移動図書館である。努力目標に「県民皆読書運動」をかかげ、手はじめに市町村にある農業改良普及所窓口に出庫文庫制度からスタートした。

一年後、各市町村教育委員会に配本所を設け、巡回文庫から移動図書館へと発展した。しかし、この間には、いろいろな難関があり特に農山村においては、読書の位置づけがほとんどないといわれるほどでできていなかった。「本を読む習慣があれば」「あの人が稼いでいるのに」といった読書に対する冷たい声があちこちで聞かれた。

そこで、各地域の社会教育にたずさわる人びとに読書活動の振興は、自分たちの仕事であるとの認識をはかることによつて関係機関に訴え、地道ながら少しずつ読書が浸透していった。

過疎現象と社会教育

ところで一番頭を悩ましたのが、農山村の過疎化現象である。働き手の流出、高齢化は農山村の大きな問題である。これを食いとめるために、市町村教育委員会では、あらゆる組織に力を入れた。婦人学級、家庭教育学級、青年学級、夫婦学級などの育成を強化し、これに読書を取り入れ、労働問題、テレビの問題、家庭問題などについて、集団学習、分科活動の活発化（学習活動に読書を活用する運動）を図り、また一方では、読書グループを育成し、読書を家族ぐるみの読書（茶の間の読書運動）へと展開していった。

日常生活における読書

読書が生活に密着するにつれ、農山村にも変化があらわれた。労働中心の考えから精神文化向上への移行が芽ばえはじめた。個人思考、個人学習の手だてとして、豊かな生活のために読書を行なうようになり、経営技術化の向上、農夫症生活改善の問題などを自分たちの問題として深く考えるようになり、ところによって部活など農休日を採用し、生活の合理化をはかり余暇時間と読書を結

びつけるようになった。

読書傾向の動向と特徴

移動図書館がスタートした当時は、読書普及の段階であり利用者も読書をたのしむ型が多が大衆文学的なものが多く利用された。この大衆読者層が読書を積み重ねるにしたがって、自己の精神的成長と生活の向上とが読書をとおして行なわれるようになり、読書をたのしむ型から本を利用する型へと移行していった。特に農山村においては、生活課題を明確に位置づけて課題解決のために読書を行なっている傾向にあるといえる。

市町村では、読書の協力組織の育成をはかり、家族ぐるみ、地域ぐるみの読書網を拡大し研究集団をじょう成しその課題解決のために読書が大いに活用されるようすすめていただきたい。（熊本県立図書館）

農作業安全10則

とは

△トラクター・耕うん機の運転作業のときは▽

- 一 作業前にもう一度点検し、最良な状態で作業を。
- （ブレーキ、各部取付、締付部品など、始業点検を必ず行なうこと）
- 二 無免許運転は絶対やめよう。（路上運転は、免許をとってから、免許証は必ず携行すること。）
- 三 スピードの出し過ぎ、飲酒運転は絶対やめよう。
- 四 踏切前の一旦停車、交差点の左右安全確認を行なおう。
- 五 無理な積荷、定員超過運転は絶対やめよう。

△一般農業機械は▽

- 六 火力乾燥機などは安全性をもう一度点検しよう。（間違った取扱いや不注意は事故の原因となります。また、火の近くに葉や草など置かないように注意することと。）
- 七 電動機の「配線」や「スイッチ」などをもう一度充分点検しよう。

△農作業の時は▽

- 八 作業衣のみだれは事故のもと「キチン」とした服装で作業しよう。
- 九 農繁期は、特に健康管理に留意しよう。
- 十 一家だんらん、笑顔のなかで毎日の農作業に従事しよう。
- 一家の「笑顔」の中にこそ「安全」は生れる。（熊本県農作業安全運動推進本部）